

はこだてグルメサーカス2024出店規約

1 規約の目的

この出店規約（以下、「規約」という。）は、はこだてグルメサーカス 2024（以下、「グルメサーカス」という。）における出店条件について規定する。

2 出店の申込みおよび規約の効力発生

別に定める出店募集要領（以下、「要領」という。）に基づいた内容で必要事項を記入の上、署名した指定の出店申込書等を、はこだてグルメサーカス実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に提出することとし、これにより出店申込者（以下、「申込者」という。）として受け付ける。なお、出店申込書等を受理した時点で、申込者は規約および要領（以下、「規約等」という。）の内容に同意したものとみなし、申込者には規約等を遵守する義務が発生する。その後、実行委員会が設置する出店選考委員会（以下、「選考委員会」という。）による審査を行い、最終的に出店者が決定される。

3 出店の解約

出店決定後の解約は認められない。ただし、出店者のやむを得ない事情により解約をする場合、出店者は書面にて実行委員会に届けること。その際生じた出店者および関係者の損害は補償しない。なお、募集期間中は申込みの撤回を可能とするが、その場合は、書面にて当該募集期間の末日までに実行委員会へ届けること。

4 出店する権利の転貸等

出店者は、出店する権利の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換することはできない。

5 店舗位置

店舗位置は、実行委員会が設備等の施工を勘案し決定する。出店者は実行委員会に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

6 実行委員会が負担する費用

- (1) 電気料金（別途、電気工事費は出店者負担）
- (2) 水道料金および下水道使用料（別途、配管工事費は出店者負担）
- (3) 特別企画に係るキャッシュレス決済端末レンタル料およびレシート用ロール紙

7 出店者の負担となる費用

以下については、出店者の負担とし、支払方法は実行委員会が指定する。

- (1) 出店者の店舗装飾費，搬入出費および運営費
- (2) 出店料
- (3) 電気工事費・配管工事費
- (4) ガス料金
- (5) 特別企画に係るキャッシュレス決済手数料（3.24%）
- (6) その他，出店者が負担すべき費用

8 販売場所等

飲食物の提供及び飲食品販売は、すべて決められたテント内のみとし、選考委員会の審査を経た品目に限定する。

9 店舗の装飾材料

出店者は、店舗の装飾材料は消防法，食品衛生法などの関係法令等の基準に適合したものとする。なお、当該装飾がグルメサーカスの雰囲気著しく損なうと実行委員会が判断した場合、実行委員会は出店者に対し改善を求めることができ、出店者は、これに対応しなければならない。

10 営業の中止・変更

以下のいずれかに該当する場合、実行委員会は出店決定後または開催期間中であっても当該出店者に対し是正を命じ、当該出店者が直ちにその指示に従わない場合は、当該営業の中止・変更を命ずることができる。この場合、当該出席者は実行委員会に対する異議申立てならびに賠償責任等を問うことはできない。

- (1) 事前に申請していない販売物を出品した，または申請内容と異なる内容で営業した場合
- (2) 出店料・オプション料の納付，各種申請書類等の提出を期限までに実行委員会が指定した場所に行わなかった場合
- (3) 申請者以外の者が出店・販売を行った場合
- (4) 規約等の内容に違反した場合
- (5) その他実行委員会および関係機関（消防，保健所等）の指導および指示に従わなかった場合

11 各種規則の制定および変更

実行委員会はグルメサーカスを円滑に推進するため、各種規則の制定および変更（以下、「制定等」という。）を行うことを可能とし、制定等を行った場合には、速やかに書面ですべての出店者に通知することとし、出店者はこれに同意するものとする。

12 出店に関わる物品等の搬入出および撤去

調理器具等の出店に関わる物品等の会場への搬入時期および会場の設営工事期間などの詳細については、出店者マニュアルにて案内する。また、テント内の保守および清掃は、出店者の責任において行い、定められた撤去期日までに撤去されない調理器具等の物品は、出店者の費用負担にて実行委員会が撤去できるものとする。営業の中止を命令した場合においても同様の取り扱いとする。

13 出店者の行動

出店者は、本会場内にあつて、品位・良識ある行動をとること。

14 店舗の管理および免責

実行委員会は、準備から撤去までの全期間を通じ、会場の運営管理を行うが、テント内の管理は出店者の責任とし、実行委員会は、テント内の損害、盗難、紛失、破損等については一切の責任を負わない。

15 賠償責任等

- (1) 出店者の過失により賠償責任が発生した場合は、出店者が負うものとする。出店者は各自で損害保険（生産物賠償責任保険含む）に加入するものとする。
- (2) 荒天、事故、天変地異等により主催者が危険または開催に問題があると判断した場合は、設営期間を含め開催を中止する場合がある。
- (3) 上記による中止の場合、既に納入された出店料は返金しない。また、荒天、事故、天変地異等による補償等、出店者が被る食材や準備にかかった費用などの損害に関しても、主催者は一切の責任を負わない。なお、出店者の都合によるキャンセルの場合、既に納入された出店料はいかなる理由があっても返金しない。

16 出店者提出書類および資料

出店者は、実行委員会が指定した期日までに求められた各種書類および資料等（以下、「書類等」という。）を提出し、出店者が提出した書類等は、グルメサーカスに使用する目的のため、実行委員会が無償で加工・構成・編集することに同意すること。また、当該書類等は、著作権その他の利権侵害など法的問題が発生する可能性がないものに限ることとし、書類等に関し、紛争、訴訟、異議申立て、その他の問題が発生した場合、出店者の責任と費用負担のもとに解決することを保証し、実行委員会は、一切の責任を負わない。

17 中止等

- (1) 荒天、事故、天変地異等により開催を中止せざるを得ない場合、実行委員会は原則として開催前日の12時までに決定し、出店者に連絡することとする。
- (2) 当日の天候や運営上の都合により、開催時間を変更する場合がある。

18 管轄裁判所

規約等から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、函館地方裁判所をもって所管裁判所とする。